

女性が働きやすい職場へのバージョンアップ環境整備補助金実施要領

（目的）

- 第1 女性が働きやすい職場へのバージョンアップ環境整備補助金（以下「補助金」という。）の交付については、女性が働きやすい職場へのバージョンアップ環境整備補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるもののほか、この実施要領で定めるところによる。

（実施期間）

- 第2 本事業の実施期間は、交付決定日から交付決定のあった日の属する年度の2月末日までとする。

（事業内容及び要件）

- 第3 本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件は、別表のとおりとする。

（申請要領）

- 第4 要綱別表に記載の経費区分を組み合わせる申請することができる。その場合、1補助事業者当たりの補助金総上限額は300万円とする。
- 2 補助金の交付申請は、同一の申請者につき1会計年度当たり1回を限度とする。

（審査から交付決定まで）

- 第5 知事は、提出を受けた補助金交付申請書を受付順に審査し、補助事業者を決定する。
- 2 同一の受付日時に複数の申請があり、交付できる補助金の上限に達した場合は、抽選により受付順を決定する。
- 3 受付日時は、電子メールによる場合は受信日時、郵送及び手交による場合は到達日時とする。
- 4 審査の過程においては、場合によって別途追加書類の提出や書類の修正を求めることがある。なお、交付決定までの間において、申請者が要綱第2条に掲げる要件を満たさないことが確認された場合は、その申請者に係る交付申請を無効とする。
- 5 審査の結果採択された補助事業者については、知事から補助事業者宛てに通知する。

（事業の着手）

- 第6 事業の着手（工事の入札・導入しようとしている機械、機器等の発注を含む）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、事業実施主体はあらかじめ、県の適切な指示を受けるとともに、その理由を明記した交付決定前着手届（以下「着手届」という。）を要領様式第1号により県に提出するものとする。
- この場合、事業実施主体は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失等は自らが負担することを了知の上で行うものとする。

(事業の指導推進)

第7 知事は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、県庁関係課等との緊密な連携の下に、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(事業遂行状況、運営状況の調査)

第8 知事は特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して事業遂行状況や運営状況を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の調査を行うことができるものとする。

2 知事は、事業遂行状況や運営状況を調査した結果、事業計画に虚偽の記載があった場合又は当該認定を受けた事業計画に従って事業が行われていないと認めるときには、補助金交付決定を取り消すことができる。

(事業名の掲示等)

第9 本事業により設置又は導入した施設、機器等には、当該補助金に係る事業の実施年度とその事業名を掲示又は記入するものとする。

(成果の公表)

第10 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について、必要と認める時は事業実施主体に成果を発表させることができるものとする。

(その他)

第11 この要領に定めるほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和5年9月8日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和８年６月３０日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和８年７月２１日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。